

京都発脱炭素ライフスタイルに関するプロジェクトの成果の見える化に係る 業務委託仕様書

1 事業の概要

2050年までの脱炭素社会の実現と温室効果ガスの排出量削減に向けて、市民一人ひとりが自分らしい脱炭素型のライフスタイルへの転換していただくため、「京都発脱炭素ライフスタイル」のビジョン等^{*1}を策定するとともに、事業者等が中心となり、市民のライフスタイルをより温室効果ガスの排出が少ないものに転換していくための仕掛け（以下「プロジェクト」という。）を創出及び実証^{*2}してきた。

本事業は、脱炭素ライフスタイルを実践する動きを一層拡大させるため、実証期間を終えるプロジェクトの成果の取りまとめ、発信することでプロジェクトの規模の拡大等を進めるものである。

※1 京都発脱炭素ライフスタイルのビジョン等

<https://doyoukyoto2050.city.kyoto.lg.jp/vision/>

※2 プロジェクト

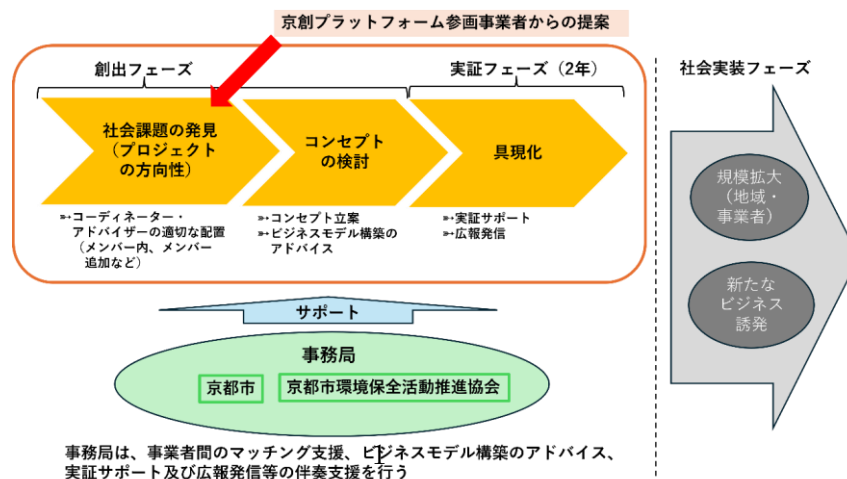
<https://doyoukyoto2050.city.kyoto.lg.jp/projects/>

2 業務内容

本業務は、本年度に実証期間を終えるプロジェクトについて、これまでの取組の成果を市民に対して、分かりやすくとりまとめるとともに、公式ホームページ「2050 MAGAZINE」^{*1}やSNS等を活用した効果的な情報発信を行うことで、当該プロジェクトへの市民参加等の促進を図っていくことを目的としている。

なお、プロジェクト実証期間は、その取組を開始した日から2年以内としている（図1参照）。

図1. プロジェクトの進め方



- (1) 令和8年度中に実証期間を迎える4つのプロジェクト(別紙参照)について、京都市から提供する情報をベースに、インフォグラフィック^{※2}等、効果的な手法を用いた、取組成果の見える化を行う。
- (2) インフォグラフィック等の作成については、別途、本市が契約している「京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務」^{※3}で製作する事業者向け成果発信の内容と連携すること。

※1 公式ホームページ「2050 MAGAZINE」

<https://doyoukyoto2050.city.kyoto.lg.jp/>

※2 文字や数字だけでは伝わりにくい情報を整理して、イラストやグラフ、チャート、表などを用いて表現したもの

※3 京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務の業務内容(公募型プロポーザルの募集)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000350318.html>

3 想定スケジュール

令和8年	8月上旬	契約締結・業務開始
	9月頃～	インタビューレポート等素材の提供
	12月頃	インフォグラフィック等の成果物の完成 ホームページ、SNS等による情報発信
令和9年	3月31日	データ納品

4 履行期間

委託契約締結日～令和9年3月31日まで

5 電子データでの納品と仕様

本業務で制作したデザインの版下データについては、完成次第、メール及びCD-Rで提出すること。提出する電子データの仕様は以下のとおり。

- (1) 電子データは、Microsoft社Windows11上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては以下のとおりとする。
 - ・文章：Microsoft社Word
 - ・画像：BMP形式又はJPEG形式及びai形式
 - ・ポスター：BMP形式又はJPEG形式又はpdf形式及びai形式
- (3) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては、本市の指示に従うこと。

6 留意事項

- (1) 本市との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進行について、随時、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務を遂行するうえで必要と認められる会議等への出席及び資料作成等を求めることがある。
- (4) 協議を行った際は、協議結果の概要を本市に報告すること。
- (5) 作成した成果物は本市に帰属するものとする。また、成果物や成果物に使用される画像やイラスト等について、市が他の広報物にも活用できるものとする。
- (6) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打ち合わせの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
- (7) 受託者は、本仕様書に従い本業務を遂行すること。
なお、本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。
ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。
- (8) この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及びその他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作権者人格権を行使しない。
- (9) この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の仕様に必要な費用を負担し、使用承諾契約に係る一切の手続きを行う。
- (10) この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあつては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納品するものとし、この関連文書についても上記（8）及び（9）に準じる。
- (11) 業務の成果について公表する場合は、事前に本市と協議すること。

令和8年度に実証期間が終了するプロジェクトの概要

プロジェクトの名称	取組の概要
アートやデザインを活用したアップサイクルの実施 (令和8年7月終了)	芸術活動で発生する余剰資材や端材、副産物を活用した、商品開発や場づくりを進めることで、芸術という領域から、楽しさや面白さを見出し、持続可能な循環の輪を作る。 【取組例】 移動式芸術資源循環センターの作成や出展など。
断熱性能の良い家の体験の場づくり (令和8年6月終了)	古民家や既存物件での断熱WSを通じて、断熱化に対するニーズや機運を高める 【取組例】 DIY断熱ワークショップの開催
アーバンファーム (令和8年10月終了)	市内で都市農業を広げることで、コミュニティで自然環境に親しむ機会を創出する 【取組例】 農業体験など行えるコミュニティ畑を生み出した。
地域での脱炭素コミュニティづくり (令和8年9月終了)	洛西地域をフィールドに、脱炭素ライフスタイルに関わるコミュニティを創出し、その取組を市内他地域へと広げる 【取組例】 LFCコンポストのミニ講座と貸出イベントを開催